

## 資料 4

# 大阪市障がい者施策推進協議会 専門部会の活動状況について



## 大阪市障がい者施策推進協議会専門部会の活動状況

### （1）障がい者計画策定・推進部会

平成 29 年 2 月 6 日 第 2 回障がい者計画策定・推進部会

- ・ 第 4 期大阪市障がい福祉計画の進捗状況について（報告）
- ・ 平成 28 年度大阪市障がい者等基礎調査の状況について
- ・ 次期大阪市障がい者支援計画及び大阪市障がい福祉計画の策定について
- ・ 大阪市手話に関する施策の推進方針（案）について（報告）

### （2）地域自立支援協議部会（大阪市地域自立支援協議会）

平成 29 年 3 月 3 日 第 2 回大阪市地域自立支援協議会

- ・ 各区地域自立支援協議会の開催状況について
- ・ 障がい者基幹相談支援センターの業務状況について
- ・ 指定相談支援事業の実施状況について
- ・ 地域生活支援拠点等の整備について
- ・ 地域生活への移行について
- ・ 区地域支援調整チームからの意見に関する回答について

### （3）発達障がい者支援部会

平成 29 年 2 月 22 日 第 2 回発達障がい者支援部会

- ・ 発達障がい者支援センター事業実施状況について
- ・ 発達障がい者就業支援コーディネーター事業実施状況について
- ・ 発達障がい者支援施策の実施状況等について
- ・ 平成 28 年度大阪市障がい者等基礎調査の状況について
- ・ 次期大阪市障がい者支援計画及び大阪市障がい福祉計画の策定について

### （4）障がい者差別解消支援地域協議部会

平成 29 年 2 月 14 日 第 2 回障がい者差別解消支援地域協議部会

- ・ 本市における障がい者差別解消の取組み状況について
- ・ 大阪市の相談窓口における対応状況について
- ・ 相談窓口で受けた事例に関する意見交換
- ・ 今後の予定

## 平成28年度 各区地域自立支援協議会 部会設置状況一覧

H28年12月末時点

区	本会		部会		区	本会		部会		
	全体会 協議会など	事務局会 運営会議など	部会名	開催回数		全体会 協議会など	事務局会 運営会議など	部会名	開催回数	
	開催回数	開催回数				回数	回数			
北	2	こども		2	生野	3	3	相談支援事業者連絡会	10	
		生活就労		1		4		事業所連絡会	0	
都島	3	3事業所		1	旭			相談支援	5	
		相談支援		3				仕事	1	
		こども		3				こども	5	
		地域当事者		4		9	9	地域活動	9	
福島	4	10ヘルパー事業所		2	城東			相談支援	8	
		日中活動系事業所		2				居宅介護	7	
此花	4	8相談支援事業所		9				就労	8	
		居宅介護事業		4				児童	6	
		こども		7				当事者	8	
		相談員		4				地域生活	6	
		グループホーム		6		1		事業所	1	
中央	3	相談支援		4	鶴見			相談支援	9	
		児童		2				地域生活支援	0	
		日中活動系		2		3	7	事業所連絡会	1	
西	3	4相談支援		9	阿倍野			相談支援	5	
港	3	5相談支援事業所連絡会		9				研修	4	
大正	5	計画相談支援事業所連絡会		9		0	5	事業者連絡会	4	
天王寺	4	5計画相談支援		2	住之江			総合相談ネットワーク	9	
		就労支援		1				精神保健福祉ネットワーク	9	
		子ども		2				こども	4	
浪速	4	ヘルパー事業所		2				就労支援	1	
		計画相談支援		3				当事者	4	
西淀川		6相談支援事業所		15	住吉	2	9	事業所連絡会	3	
		生活・就労		9				事例検討会議	8	
		こども		7				相談支援	8	
		居宅支援事業所		2				精神保健福祉ネットワーク	4	
淀川		9身体障がい者		6				グループホーム	4	
		知的障がい者		9	東住吉	3	9	相談支援	35	
		精神保健福祉		8				日中活動系連絡会	2	
		相談支援		9				訪問系連絡会	0	
		居宅介護事業所支援		3				こども	3	
		就労支援		4	平野	0	3	相談事業	9	
東淀川		こども支援		5				日中活動	2	
	4	5相談支援		9				研修	4	
		居宅介護事業所		8				居宅事業	3	
		こども		9	西成	1		身体・知的障がい者専門	7	
		精神保健福祉		9				精神障がい者 (身体・知的部会と合同開催)	(7)	
東成		就労支援		7				検討	9	
	9	障がい者支援連絡協議会		10				教育	0	
		相談支援		9						

部会名の は、平成28年度新設を示す

## 大阪市における地域生活支援拠点等の整備について

### 1. 検討の経緯

地域生活支援拠点等の整備のあり方を検討するため、あり方検討会を設置して検討を実施

#### メンバー（敬称略 50 音順）

荒川 輝男 社会福祉法人そそうの杜理事長  
石田 晋司 四天王寺大学人文社会学部准教授  
岡 幸一 社会福祉法人 精神障害者社会復帰促進協会 法人統括部長  
加藤 啓一郎 大阪市障害児・者施設連絡協議会役員  
三田 康平 大阪府重症心身障害児・者を支える会事務局長  
鳥屋 利治 特定非営利法人あるる  
林 祥子 東成育成園 管理者  
春木 正義 大阪市障がい者基幹相談支援センター  
古田 朋也 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議議長

#### 開催日

第1回 平成28年11月21日

第2回 平成28年12月27日

第3回 平成29年2月22日

### 2. 検討の内容

#### （1）コーディネート機能の充実にかかる課題

医療機関等を含めた地域生活支援のネットワークづくり

個々の支援における関係機関の課題共有と役割の整理

➢重度障がい者や行動障がいがある人などは、複数の事業者が支援に関わる必要があるため、的確に支援を提供できる体制づくりが必要。

緊急時対応や生活全体の見守り体制の確保

➢家族の急病等による緊急時において、障がい児者の受け入れ等の支援を可能とする連携体制が必要。

重点的に支援が必要な障がい者等へのアウトリーチ及び関係機関との連絡調整

➢自ら相談等を行うことが困難な障がい者等に対して支援を能動的に実施する機能が必要。

支援にかかる関係機関へのバックアップ など

➢地域での受け皿の強化のため、グループホームや生活介護等の福祉サービス事業所やその他の支援機関に対して、重度障がい者支援の対応を指導し、バックアップする機能が必要。

## (2) コーディネート機能の具体的な内容

重度障がい者の地域生活を全体として継続的に支えるための地域の体制づくり

- ・アセスメントによるニーズと課題の把握
- ・関係支援機関等への調整・指導・バックアップ
- ・安定的な支援体制に至るまでの集中的な支援

### (主な意見)

#### <コーディネート機能について>

- ・困難ケースや緊急時に的確に対応できるコーディネート機能の充実が必要。
- ・コーディネート機能を発揮するためには、本人ニーズの把握や支援ポイントの見極め等が重要であり、支援の中軸となる人などが必要。
- ・コーディネートを行うには事業所状況の把握や普段から事業所との顔の見える関係づくりが重要。
- ・サービス提供事業所間だけではなく、行政との連携も重要。
- ・面的整備としては、各区相談支援センターだけではなく、日中活動事業所など様々な事業所がコーディネート機能を担うことの検討も大切。

#### <受け皿の確保、拡充について>

- ・相談支援だけでなく「受け皿」の充実が重要。
- ・重度の障がいがある方に対応できる受け皿（グループホーム、日中活動、短期入所、訪問系サービス等）を増やすための施策の検討が重要。
- ・受け皿の強化のため、地域において何が必要かの事例の収集、分析を進めることが必要。
- ・実際の地域生活の支援状況について、取組みを集約し全体化していくことが重要。
- ・支援のスキルアップのための実践的な研修も必要。
- ・医療的ケアが必要な方、強度行動障がいがある方などに対する支援力強化のための研修の実施も必要。
- ・受け皿の一つであるグループホームについては、個別性に配慮したうえで効率的な実施運営の形態についても検討が必要。
- ・事業所間の調整にかかる業務や、緊急で受け入れた場合について、評価できる（加算や報酬など）仕組みの検討が必要。

### 緊急時対応の体制づくり

- ・個別緊急時対応プラン等の作成
- ・関係支援機関等への協力の働きかけと調整
- ・緊急時対応の検証と再調整
- ・緊急事案発生後のフォロー

#### <緊急時対応について>

- ・緊急ケースの受け皿として、グループホームや日中活動事業所等の充実が大切。
- ・緊急時の支援は、本人との信頼関係がある人が対応することが重要。
- ・役所との連携が困難な夜間や休日の緊急対応を検討することが重要。

#### 支援対象者へのアウトリーチ

- ・親亡き後を見据えた対応（親の抱え込みケースや親への依存ケース等の発見と支援）
- ・福祉サービスの利用や地域との交流など様々な体験の機会や場の提供
- ・支援対象者と関係支援機関との関係づくり調整・実地指導
- ・生活状況の定期的な確認

#### <親亡き後について>

- ・親が抱え込まざるをえないこと自体が問題であり、福祉サービスの利用などにより、地域での自立した生活を支援することが重要。
- ・親と暮らしていても、必要なサービスにつながっていない方に対して、サービス利用につなげていくことが重要。

#### 関係支援機関の協力確保に向けたネットワークづくり

- ・地域自立支援協議会等を通じた課題の共有化
- ・医療機関や住民の地域活動等への働きかけ

#### <ネットワークづくりについて>

- ・各区地域自立支援協議会を中心としたネットワークづくりが重要であり、課題や現状等について、地域自立支援協議会等で議論、検討を行っていくことが必要。
- ・各地域自立支援協議会を更に活性化していくことが重要。
- ・連携を強めネットワーク化を進展していくには時間をかけて取り組むことが重要。

#### <その他の意見>

- ・地域生活支援拠点等の面的整備の考え方は、障がい者相談支援センターの活動と類似するところがあるため、現行の相談支援センター事業等との整理が必要。
- ・現行の相談支援が担っているサービス調整業務について、更に支援できる仕組みが必要。
- ・各区障がい者相談支援センターは人員配置上、支援体制として十分でない部分があるため、強化のための方向性の検討が必要。
- ・コーディネート機能や緊急体制の議論だけではなく、ひとりひとりが自立して地域で暮らしていくためにどうすればよいかのビジョンを持っていくことが大切。
- ・面的に地域生活を支えていくためには、事業者だけではなく行政機関の役割が重要であり、行政機関のスキルを高めるための取組みが必要。

### 3. 国の動向について

国における地域生活支援拠点の方向性など

- ・H29.1.6 厚生労働省 社会保障審議会（障害者部会）より

「地域生活支援拠点等の整備に向けた取組みについて」

全国的に整備が進んでいない（H28年9月で整備済が20市町村、2圏域）状況に鑑み、まずは現行の目標を維持

第5期障害福祉計画の成果目標（案）

「平成32年度までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする」

その他

- ・地域共生社会の実現に向けての取組

- ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・障害者総合支援法の改正における自立生活援助サービスの創設 など

### 4. 今後の進め方

地域生活支援拠点等の整備に向け、コーディネート機能の具体的な内容について引き続き検討していくため、次のとおり進めていく。

（1）コーディネート機能を実際に実施する。

（2）コーディネートを行いながら、業務の具体的な内容のあり方を検証する。

（3）検証にあたっては、

- ・支援の対象者を集約して検証していく仕組みを検討する。

- ・コーディネート機能の業務内容を検証する仕組みを整理して実施する。

コーディネート機能を担う人材を配置し、各区障がい者相談支援センターと連携した取組みとし、支援の中核を担っている障がい福祉サービス事業者等とも連携して実施する。

#### ＜あり方検討会での主な意見＞

- ・人材確保が困難なことが考えられるため、幅広く協力して実施する体制の検討が必要。
- ・実施の対象とするケースやエリアなどを十分に検討して実施していくことが重要。
- ・市域が広く、コーディネート機能を担う人材の複数個所での配置を検討することも大切。
- ・できることから着実に地域生活支援拠点等の機能の整備を行っていくことが必要。
- ・整備に向けた検証のスケジュールを整理して実施することが大切。

# 発達障害者支援に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告（概要）

〔 勧告日：平成29年1月20日 勧告先：文部科学省、厚生労働省 〕

## 背景

- ◆ 自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥多動性障害（ADHD）、学習障害（LD）などの「発達障害」を持つ児童生徒が乳幼児期から切れ目なく適切な支援が受けられるよう、国、都道府県及び市町村の責務や求められる取組を定めた発達障害者支援法（平成16年法律第167号）が平成17年4月に施行
- ※ 固有の手帳制度がない発達障害者の正確な数は分かつてないが、推計値としては、文部科学省の調査では、公立の小・中学校の通常学級で学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒の割合は、平成23年度6.5%（30人学級では1～2人。13年度6.3%）厚生労働省の調査では、医療機関に通院又は入院している自閉症、アスペルガー症候群等の患者の総数は、平成14年度の3.5万人から26年度の19.5万人に増加
- ◆ 法の施行後、発達障害に対する理解や支援の取組が進展したとの評価がある一方、乳幼児期から在学時、成人期までの各ライフステージを通じた継続的な支援に課題（発見の遅れ、進学過程での支援の途切れなど）があるとの指摘あり
- ⇒ 今回、法の施行から約10年を迎えた機会を捉え、保育所・学校現場を含む都道府県・市町村における発達障害者支援の実態を初めて調査。今後の取組に当たつての課題を整理し、関係省に改善を勧告（平成28.8の改正法の運用において本勧告を踏まえた対応が期待）

## 調査結果（ポイント）

### ① 発達障害の早期発見

#### 主な調査結果

- 乳幼児健診時や在学中の行動観察において、発達障害が疑われる児童を見逃しているおそれ

#### 主な勧告

- 支援の遅れとなり、二次障害（不登校、暴力行為等）が発生する場合あり

### ② 適切な支援と情報の引き継ぎ

#### 主な調査結果

- 乳幼児健診における発達障害が疑われる児童の早期発見に資する有効な措置
- 在学中の行動観察における着眼点等を共通化した標準的なチェックリストの提示

#### 主な勧告

- 支援計画等の作成対象とすべき児童生徒の考え方の提示
- 支援計画など情報の適切な引き継ぎ

### ③ 専門的医療機関の確保

#### 主な調査結果

- 支援計画等の作成対象が限定され、未作成のものあり
- 進学先に情報が引き継がれていないものあり

#### 主な勧告

- 専門的医療機関が不足（初診待ちが長期化）ための一層の取組

## 障がい者差別の解消に向けた本市の取組み状況

### 職員対応要領の策定

### 障がい者差別に関する相談窓口の設置

### 障がい者差別解消支援地域協議部会の設置

### 市民、事業者向け研修・啓発事業

- ・市民向け障害者差別解消法啓発講座の実施
- ・医療関係従事者への研修の実施
- ・障がい者総合支援制度における指定事業者等への制度周知
- ・国が企画したフォーラムを大阪市に招致し共同開催
- ・民間事業者が実施する研修への協力
- ・相談窓口案内のチラシの作製・配布

### 市職員向け研修、啓発等

- ・全職員に対し法施行に伴う市長メッセージ
- ・各所属における研修の実施
- ・全管理職員（課長代理級以上）を対象とした研修の実施
- ・庁内ポータルサイトにe ラーニングの研修資料の掲載

## 本市の今後の取組み予定

### 事例収集、分析及び課題検討

### 障がい者差別解消支援地域協議部会の開催

- ・年間数回予定

### 市民、事業者向け啓発事業等

- ・障害者差別解消法に関するパンフレットの作製
- ・事業者等と連携した研修、啓発事業の検討

### 市職員向け研修等

- ・市職員向け研修の充実

### 相談窓口対応レベルの向上

- ・実務で利用しやすい「対応の手引き」への改定

**事業者等による【不当な差別的取り扱い】、【合理的配慮の不提供】にかかる相談件数について**  
**(区・局・室・人権相談C・相談支援C・地活)受付分**

**「不当な差別的取り扱い」相談件数**

月	相談種別							相談方法					対応策			(件数) 基幹Cに要請を求 めたか	
	商品・サービス	福祉サービス	公共交通機関	住宅	教育	医療	その他	合計	電話	来所	訪問	その他	合計	傾聴	助言	提案	合計
4月			1			1		2	1	1			2		1	1	2
5月	1		2				1	4	1	2		2	5		4	1	5
6月		2					1	3	3	3	2		8	3	2	4	9
7月	1	1					5	7	2	4	1		7	5	2	1	8
8月				1			4	5	2	3			5	4	1	1	6
9月	2	1					2	5	4	1			5	2	2	1	5
計	4	4	3	1		1	13	26	13	14	3	2	32	14	12	9	35
																	3

**「合理的配慮の不提供」相談件数**

月	相談種別							相談方法					対応策			(件数) 基幹Cに要請を求 めたか	
	商品・サービス	福祉サービス	公共交通機関	住宅	教育	医療	その他	合計	電話	来所	訪問	その他	合計	傾聴	助言	提案	合計
4月	2		1					3	7				7	3	4		7
5月	2		1			1	1	5	4	1			5	1	1	3	5
6月	2	3						5	2	3			5	2	1	1	4
7月		4		1		1		6	7	3	1		11	7	2	1	10
8月	3		1				1	5	4	1			5	1	1	2	4
9月		1			1			2	1	1			2	2			2
計	9	8	3	1	1	2	2	26	25	9	1		35	16	9	7	32
																	4

1度の相談で、相談内容が複数ある場合、相談種別はそれぞれ計上しています。

同一人物等からの相談で、相談方法が電話や来所など複数の方法にわかつた場合でも、相談内容が全く同じ場合の相談種別は1案件として計上しています。

**市職員等による【不当な差別的取り扱い】、【合理的配慮の不提供】にかかる相談件数について**  
**(区・局・室)受付分**

**「不当な差別的取扱い」相談件数**

月	相談種別							合計	相談方法				対応策			基幹Cに要請を 求めたか
	商品・サービス	福祉サービス	公共交通機関	住宅	教育	医療	その他		電話	来所	訪問	その他	合計	傾聴	助言	提案
4月																
5月																
6月																
7月																
8月																
9月																
計																

**「合理的配慮の不提供」の相談件数**

月	相談種別							合計	相談方法				対応策			基幹Cに要請を 求めたか
	商品・サービス	福祉サービス	公共交通機関	住宅	教育	医療	その他		電話	来所	訪問	その他	合計	傾聴	助言	提案
4月																
5月							1	1		1			1		1	1
6月																
7月																
8月																
9月																
計								1	1	1			1		1	1